

国際社会の安全保障と日本の役割

00K028 町 谷 江 美

はじめに

第二次世界大戦が終わり50数年たった今日も、世界の各地でいろいろな争い、紛争が起き、大きな犠牲をともなっている⁽¹⁾。20世紀は国民国家の世紀ともいわれ、一つの民族が一つの国家建設を目指し、大戦後に各国が独立した。一方、各民族は宗教を通じて国境を越えて結びつきを深め、それが時として異教徒に対する攻撃となって現れた。とくに東西冷戦構造が終結した1990年代になると、民族や宗教を原因とする紛争が世界の至る所で発生した。1980年代までの東西冷戦時代には、世界は西側（資本主義社会）と東側（社会主义社会）に大きく分かれて、民族や宗教といった人間的に素朴なエネルギーを押さえ込んでいた。しかし、東西対立の政治的な重みがとれると、信仰を同じくするグループや民族の中には、それまで押さえ込まれていた力を敵対するグループに向けるケースが出てきた。さらに、今日の紛争の原因には、民族や宗教だけではなく、資源や政治などのいろいろなことが要因となっている。

これらの紛争の解決は、冷戦時代以上に難しい。冷戦時代には、世界が二つの価値観で二分していたが、今は存在しない。一国家とは異なる価値観・世界觀を持つ特定の共同体同士の間では、共通の価値観をもたないために、「話し合いによる解決」という方法をとることが難しい。宗教の要因が大きなときには、互いに自分たちの立場・価値観が絶対に正しいと考えているため、対立関係にある異なる宗教の共同体は、「絶対悪」とみなされる。そのため紛争当事者の間では互いに善悪がはっきりしているが、第三者から見るとどちらが正しい、悪いとはいえないものである。これらの紛争をどのように解決するか、またこれらに対して日本はどうするのか、何ができるのか、どう関わるのか。今日、日本は国際社会から、国際貢献が求められている。物資やお金などといった物質的なものではなく、PKO活動参加などのように実際に人を派遣し、活動する人的な国際貢献が求められている。しかし、日本は日本国憲法で平和主義に基づく戦争放棄を定義している。国際社会の安全保障のために日本はどうしたらよいのか。国際社会の安全保障と日本の関わり方について考え、ここでは国際社会の安全保障に向けた日本の役割と平和主義の問題について検討する。

第1章 国際社会と日本の安全保障の歴史と現状

1 安全保障とは

安全保障とは、「戦争または戦争の危機のない状態を保つこと」をいい、国の領土保全と独立を外国の武力によって脅かされないよう保障することをいう。これには単独または協力して国家の安全を保障し、仮想敵国を想定する個別的安全保障と、個別の敵対関係国も含め協力して国家の安全を相互に集団的に保障する、集団的安全保障の2種類がある。第二次世界大戦以前は、個別的安全保障(従来のタイプ)が主であった。国家または国家群の間に力の均衡を図ることにより、どちらも相手を攻撃できない状態をつくり、それによって安全を保障しようという

「勢力均衡」がとられていた。相手以上の力を持つことにより力の安定を図る傾向があったため、各国は軍備拡張競争に走り同盟相互の対立を激化させ、第二次世界大戦へとつながった。第二次世界大戦後は、国際連合を中心に集団的安全保障（新しいタイプ）が主となった。すべての関係国が安全保障体制に参加する国連は、体制内の諸国の相互的牽制によって侵略を防止し、平和を維持することを目的としている⁽²⁾。

2 国連の集団的安全保障体制

(1) 歴史的経緯

第一次世界大戦後の1920年、最初の集団的安全保障の制度として国際連盟が成立した⁽³⁾。国際連盟規約で軍備縮小（第8条）、安全保障（第11条）、紛争の平和的解決（第12条）を定義した。連盟の集団安全保障体制は、通商上、金融上の関係を断絶する経済封鎖（規約第16条）などの非軍事的措置が中心だった⁽⁴⁾。国際法上、連盟ははじめて戦争を禁止した。しかしこれは3ヶ月間戦争を制限する（規約第12条）という制限的な意味にとどまり、強制力がなく完全に禁止することができなかった。また、アメリカの不参加、常任理事国だった日本、ドイツ、イタリアが1930年代に相次いで脱退し、ソ連が加盟していたのは1934年からわずか5年間であった。1930年代に入ると、大国が当事国となる紛争が生じる⁽⁵⁾。連盟は、ファシズム思想の台頭とともに紛争解決能力を失い⁽⁶⁾、第二次世界大戦が勃発した。第二次世界大戦後の1945年、連盟の失敗を踏まえて国際連合が成立した⁽⁷⁾。国連は、連盟よりはるかに普遍性度を強めている。国連の中核的地位を占める安全保障理事会は、アメリカ、イギリス、フランス、中国、ソ連（現在はロシア）の五大国が常任理事国となっている。安保理が、「平和に対する脅威、平和の破壊、侵略行為」と決定すれば、勧告する。また、勧告にとどまらず、経済的強制措置、軍事的強制措置を行う権利がある。国連憲章で戦争を徹底的に禁止（第2条4項）した⁽⁸⁾。単に武力行使のみならず、武力による威嚇もまた禁止されている。これは、戦争を禁止しても、すでに戦争（武力行使）に入ってからでは手おくれとなるので、戦争になる以前に武力による威嚇そのものを禁止しなければならないという趣旨である。

(2) 国連の集団的安全保障体制

a. 予防措置

紛争や武力衝突を未然に防ぐ措置。事態の悪化を防ぐために、安全保障理事会が侵略行為などの決定と同時に、またはそれより前に当事国に要請する。当事国は従う義務はないが、「要請」は「勧告」よりも強い意味を持ち、従わなければ安保理は「適当な考慮」を払う。典型的なものとして敵対行為の停止、軍隊の撤退、休戦の締結などがある。予防措置として総会による勧告の平和的変更（第14条）、安保理が中心に行う武力、強制力によらない平和的変更（第2条3項、第33条）、そして軍備縮小（第11条）がある。

b. 強制措置

平和と安全を脅かしまたは破壊した国に対して、これを維持または回復する目的で強制を加える措置をいい、違法に対する制裁の意味を持つ。非軍事措置と軍事的措置の2種類ある。非軍事的措置は、兵力を伴わずに実行する措置である。経済封鎖、国交断絶（憲章第41条）、ボイコット措置、武器弾薬などの輸送の禁止などを行なう。軍事的措置は、安保理が同意し、部隊を派遣する（憲章第42条）措置である⁽⁹⁾。この軍事的措置は、本来特別協定を結び（憲章第43条）、行動する国連軍を想定したものという。しかし、冷戦構造による米ソ対立によって特別協定は

未だに結ばれておらず、正規の国連軍は一度も発動されたことがない。また、国連軍と後述のPKOとは異なる。

c. 国連平和維持活動（PKO）について⁽¹⁰⁾

安保理による集団安全保障体制が「冷戦」のもとで機能しがたい状態の中、PKOは提起され、国連の集団的安全保障の機能不全の穴を埋めるためのものとして設置された⁽¹¹⁾。国家間緊張のある地域の関係国の同意を得て、国連の権威を象徴する小規模の軍事組織を介在させる。それにより事態の悪化を鎮静させ武力紛争を防止する。紛争地域への準軍組織の派遣、休戦、停戦の監視、公正な選挙の監視のために一定の人員が派遣される。PKOは、国連憲章の中に明確な定義は存在しない。また、その他の国連文書の中にもPKOの定義や原則を法的に明記したものはない。しかし、この活動は今日国連憲章第6章と第7章の中間、6章半として位置づけられている。PKOの第一の目的は、新たな紛争の回避である。

PKOには、非強制的、国際的、中立性の三原則がある。基本的にPKO参加国は常任理事国などの大国ではなく、中立性を保てる中小国からなる。PKOには、停戦監視、及び兵力引き離し等を行うPKFの2種類がある⁽¹²⁾。PKFとは、平和維持軍のことをいう。停戦監視とは異なり、実際に争いが続いているところや停戦合意後に再び争わないように活動している。

（3）現状分析

冷戦期、米ソの対立により安保理の機能は麻痺し、国連の安全保障体制は空洞化していた。冷戦の終結に伴い、五大国は対立よりも妥協を選ぶようになり、冷戦期に比べ安保理本来の機能が発揮されるようになった。しかし、90年代には冷戦秩序で抑圧されていた民族問題が顕在化し、地域紛争が頻発するようになった。そのことに対して、PKO活動は拡大化された。1992年国連の平和機能強化に関する報告書として、ガリ事務総長（当時）は「予防外交、平和創造、平和維持、平和構築」の4つの柱を掲げて、国連の一層積極的な活動についての構想が示されている、「平和への課題」を発表した。予防外交から紛争後の平和構築までを一つの連続したプロセスとして提示し、そのプロセスの中で国連が軍事的な強制行動のオプションを持つことの重要性が特に強調されている。これは、国連の「力」への依存を示すものといってもよかつた⁽¹³⁾。しかし、実際にはこの試みは失敗に終わった。この経験を反省して、95年には事務総長によって「平和への課題—追補」が発表された。これは、事実上の路線変更を行ったものである。ここでは、国連平和維持軍に平和の強制の任務を担わせるのではなく、中立性、関係国の同意、非強制という従来から確立してきた国連平和維持活動の原則が遵守されるべきであると強調された。平和執行部隊のような強制措置の決定は、極めて小規模の場合を除き、現在の国連の能力を超えるものとした。

3 日本の安全保障の歴史

（1）第二次世界大戦後から日米安全保障条約締結まで

戦後日本は、アメリカの占領下に置かれた。やがて、1950年の朝鮮戦争勃発を機に、アメリカは日本に社会主義国に対する資本主義陣営の防波堤の役割を期待し、1951年サンフランシスコ平和条約の締結と同時に、旧日米安全保障条約を締結した。これを機に、日本は主権国家として独立した。この条約は、日本はアメリカ軍に基地を提供し、アメリカ軍の日本駐留を認め、アメリカが一方的に日本を守るという片務的なものであった。

（2）冷戦時代と新安全保障条約

冷戦が激化してきた1960年には、日本をソ連の軍事的脅威から守るための日米間の取り決めとして、旧日米安全保障条約を改正した新日米安全保障条約（「日米相互協力及び安全保障条約」）を締結した。旧安全保障条約の片務的なものから、日本に防衛力増強を義務づけ、アメリカが日本とともに日本の領土及び極東の安全を守るという、日本領域内での相互防衛義務が約束されたのである。また、日本国内だけではなく、極東アジアの安全保障も約束した¹⁴⁾。アメリカの日本防衛義務の明確化、在日米軍及びその基地に対する攻撃があった場合、日本がこれを守るという集団的自衛権などの点で内容が変更された¹⁵⁾。

また、日米安保条約では、日米両国の共同行動を宣言しているにもかかわらず、有事が発生したときの自衛隊と米軍の協力の方法については何も定めがなかった。こうした不備を補うために、1978年に「日米防衛協力のための指針（旧ガイドライン）」が日米両国政府に報告された。旧ガイドラインは、侵略を未然に防ぐための体制、日本に対する武力攻撃がなされた場合の対処行動、日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力についてからなり、両国がそれぞれ何をすべきかなどがまとめられている。

（3）冷戦後の新しい動き

1996年、日本の橋本總理大臣（当時）とアメリカのクリントン大統領（当時）によって「日米安全保障共同宣言—21世紀に向けての同盟」が発表された。これは、いわゆるソ連の脅威がなくなったことによる「日米安保再定義」であった。両国は日米安全保障協力の重要性を再確認し、日米安全保障体制が世界の安全と平和に貢献しており、今でもアジア太平洋地域の安全に不可であるという認識を確認した¹⁶⁾。また、日米安全保障共同宣言の協力関係を増進するために、1997年に「日米防衛のための指針（ガイドライン）」を改定し、両国で行われる協力を「平素から行う協力」、「日本に対する武力攻撃が行われた場合の協力」、「周辺事態における協力」の3つのレベルに区分した。新ガイドラインには、「周辺事態」という概念が新たに導入され¹⁷⁾、あわせて日本の役割として「後方地域支援」が明記されている¹⁸⁾。また、「日米物品役務相互提供協定（A C S A）¹⁹⁾」、「自衛隊法改正²⁰⁾」、「周辺事態法²¹⁾」からなるガイドライン関連法（1999年）を成立させ、両国の防衛協力が強化された。ガイドライン関連法のなかでも周辺事態法は、新ガイドラインを実行するために「日米安保条約の効果的な運用に寄与すること」を目的として新たにつくられたものである。しかし、それらの中の「周辺」や「後方地域」という範囲は、曖昧なものになっている²²⁾。

第2章 国際社会と日本の関わり方について

1 日米安全保障体制の変化について

（1）日本の平和主義

日本は第二次世界大戦後、それまでの軍国主義を反省し、日本国憲法で平和主義を唱え、戦争放棄を宣言した。憲法前文は「平和のうちに生きる権利」（平和的生存権）を定義し²³⁾、憲法第13条では誰でも平和のうちに「生存」することを「権利」として確認している。前文の徹底した平和主義を受けて、その平和主義を実行にうつすために取り決めた条項が第9条である。第9条は「戦争放棄」、「戦力の不保持」、「交戦権の否認」を定義し、1項で「永久にこれを放棄する」とし、国連憲章での「慎まなければならない」よりも強い表現をしている。厳格な意味で軍隊そのものを否定し、他国から攻められても日本は武力を持ってこれに応戦しないとい

うことから、自衛戦争も否定していることを意味している。この徹底した非軍事的平和主義をとることで、「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」という意図も含まれている。

(2) 日米安全保障条約と自衛隊

しかし、1950年の朝鮮戦争勃発を機に、アメリカは日本に向けて社会主義に対する防波堤としての役割を求め、治安維持部隊を要求し、1950年警察力を補う機関として警察予備隊がつくれた。これは在日米軍が朝鮮半島に出撃した後、日本国内の治安にあたらせるというのが主な目的だった。また、治安維持のため必要とされる場合、総理大臣の命令で動くことができるようにも組織されていた。1951年、アメリカが一方的に日本を守るという片務的な旧日米安全保障条約を締結したが、旧日米安保条約をうけて1952年、政府は防衛という名目に基づき「保安庁」を新設することを承認した。その下に警察予備隊は、人員も、アメリカから支給される兵器類の装備も拡充され、保安隊、警備隊⁽²⁴⁾と改称された。1953年、アメリカは、ソ連などの共産国増強対策として日本にもMSA協定を提案し⁽²⁵⁾、日本は1954年、日米相互防衛援助協定に調印した。日本はこの協定により、保安隊のさらなる増強を余儀なくされた。同年、防衛庁設置法・自衛隊法が制定され、防衛庁が設置されて自衛隊が発足した。それまでなかった航空自衛隊がはじめて設置され、現在の陸・海・空の自衛隊が編成された。自衛隊は、常識的にいえば軍隊である。自衛隊の本務は、外敵からの国家の安全を守るために出動する「防衛出動」と国内治安維持を目的とする「治安出動」の2つがある。防衛出動については、外敵からの武力攻撃に対し日本を守るというのであるから、自衛隊が武力を行使するのは当然ということになる。また、治安出動については、民衆の大規模デモ、内乱、騒乱状態を鎮圧するために出動する。しかしこれは民衆を「敵」として鎮圧するために出動することとなりかねず、問題である⁽²⁶⁾。また、自衛隊には兼業として災害派遣と地震防災派遣の2つが認められている。兼業の2つに関しては、本来非軍事的なものであるから、警察や消防庁など他の省庁に属するが、大規模災害の場合には、自衛隊が他省庁の活動を助け、これを支援するために出動することになる。今日の日本国民にとって自衛隊は、軍事技術専門家集団としての本来の姿より、災害救助集団としてのイメージのほうが強い。

2 国連平和維持活動（PKO活動）への参加について

本来自衛隊の防衛範囲は国内に限定されていたが、冷戦の終結後、次第に国際社会から国際貢献が求められるようになり、物資や金銭面だけではなく人的な国際貢献が要求されるようになった。湾岸戦争（1991年）の際、日本は憲法第9条を理由に多国籍軍への参加を見送り、国連加盟国で最大の130億ドル以上もの金銭面での支援をしたにもかかわらず、世界の冷笑を浴びた。戦争が終わってから掃海艇を派遣して機雷除去にも貢献したが、評価にはつながらなかった。そこで、日本は1992年に国連平和維持活動協力法（PKO協力法）を成立させ、PKO参加5原則に基づいてPKOに参加するようになった⁽²⁷⁾。PKO協力法成立以降、参加5原則に基づいて、カンボジア、モザンビーク、ルワンダ、ゴラン高原、エルサルバドル、東ティモールなどに自衛隊を派遣し、高い国際評価を得るに至った⁽²⁸⁾。しかし、法的には非軍事的分野に限っての参加、また武器の使用制限により他国の要員やNGO職員が攻撃を受けても、防衛のために応戦できないとされていた。ゆえに非現実的な制限のために、日本は国際社会で十分な危険負担に応じることができなかつたとの批判を受けて、2001年のPKO協力法改正により、軍事的分野（PKF）への参加も可能になった。

3 問題点

(1) 国際貢献と日本の平和主義

日本は、日本国憲法で平和主義に基づく戦争放棄を定義している。その一方で、冷戦の終結後、民族紛争や地域紛争が頻発するようになり、その解決のために国際社会は日本にも物資や金銭面の援助だけではなく、PKO等を通しての人的な国際貢献を求めるようになってきた。日本は、1992年にPKO協力法を成立させ、海外に自衛隊を派遣できるようになった。しかし、PKO活動内において護身のためだとしても武力行為が行われる可能性がある。また、2001年のPKO協力法改正により、PKFへの参加も可能になった。そのことによって、それまでの停戦監視だけへの参加と異なり、PKFへの参加は武力行為が行われる可能性が高くなつた。日本の平和主義は、意義のあるもので守っていくべきものだが、上記の意味での人的国際貢献をするためには矛盾が生じることになる。

(2) 自衛隊の位置づけ

日本は、日本国憲法第9条で戦力不保持を定義しているが、自衛隊は厳密にいえば軍隊としての戦力を保有している。日本の防衛費はトップクラスで、平成14年度の防衛関係費は国家予算の6%にもあたる⁽²⁹⁾。国防費も主要国中アメリカ⁽³⁰⁾、イギリスについて世界第3位になる。さらに警察予備隊をつくる際に、政府は憲法第9条の解釈を変えている。すなわち第9条2項の「前項の目的を達するため」という文言より、戦争、武力行使は、「国際紛争を解決する手段としては、放棄する」とし、国を自衛する権利までは放棄しないと解釈し、自衛隊は合憲的に存在しうると説明する。しかし、憲法第9条によれば、自衛の手段としての武力行為も禁止されていると考えるのが本来の解釈である。さらに、自衛隊は明らかに軍隊であり、戦力である。これは憲法と矛盾している。

(3) 有事をめぐる論議

有事法制は、1963年に朝鮮半島における武力紛争を想定したいわゆる三矢研究が政府の了承を得ないまま自衛隊内で行われたことが問題とされて以降⁽³¹⁾、長年タブー視されてきた。しかし、1998年の北朝鮮によるミサイル発射を機に、有事法制をめぐる議論が再び活発化した。2001年のアメリカ同時多発テロ後、北朝鮮の核開発やミサイル問題、イラク戦争を背景として、2003年6月6日「武力攻撃事態法」、「改正自衛隊法」、「改正安全保障会議設置法」からなる有事関連3法が成立した。この3法は、日本有事の際の政府の対応を定めるとともに、自衛隊が円滑に行動できるように定めたものである。しかし、これには個人の財産を制限する内容をもつ一方⁽³²⁾、国民の生命・保護に関する条文は含まれていない。国民生活に最も関係のある内容が含まれていないのは問題である。

第3章 事例研究

1 国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）への参加（1992年9月～1993年9月⁽³³⁾）

日本がはじめてPKO協力法に基づいて参加したPKO活動。日本は、本隊以外の業務において参加した⁽³⁴⁾。文民要員とともに⁽³⁵⁾、自衛隊の施設大隊が派遣された。しかし、実質的には自衛隊も国連PKFの中に組み込まれており、日本だけが拒否することはできず、PKF本業と自衛隊の区別がつかなくなつた。当初予定されたような無難なPKOではなくなつたのであ

る。93年には日本人文民警官と国連ボランティア各1名が殉職し、そもそも不安定だったPKOへの国内支援が揺らいだため、日本人要員の撤収も考えられる事態となった。しかし結果として、日本人要員はカンボジアに留まり、選挙は実施された。それに基づいてカンボジア新政府が樹立され、UNTACは成功裏に任務を終えた⁽³⁶⁾。しかし、道路や橋などの復興作業は自衛隊ではなくてもできる仕事であり、むしろ専門家が行った方が効率が良いのではないかという疑問が残った。また、自衛隊のできる業務範囲とUNTACの業務範囲には差があり、その意味でも危険が指摘されていた。

2 国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET）への参加（1999年10月～⁽³⁷⁾）

独立問題による内戦の停戦後⁽³⁸⁾、日本は選挙監視、水・食糧・医療品などの物資輸送、道路、橋等の修理など非軍事的分野に限りPKOに参加した。しかし、再び内戦状態におちいると、PKO参加5原則に反するとして、すぐに撤退した。他の参加国が活動している中での撤退は、国際的に批判されることになった。2001年PKO協力法改正によるPKF凍結解除により、2002年に再び自衛隊を東ティモールに派遣した。その後、東ティモールは、2002年5月20日に独立した。国連東ティモール暫定行政機構は、独立と同時に解散する。その後、後継ミッションである国連東ティモール支援団（UNMISSET）の下、100人の外国人顧問が残り、現在も東ティモール政府を側面支援している。この国連東ティモール支援団にもPKO協力法に基づき自衛隊の施設部隊などが参加して活動している。政府は2003年6月20日、国連東ティモール支援団に参加している自衛隊の活動期間を2004年8月20日まで1年間延長することを閣議決定した。

3 アメリカ同時多発テロ事件

（1）テロ対策特別措置法の制定

2001年9月11日、アメリカ同時多発テロ事件が発生した。テロの首謀者をアフガニスタンが庇護しているとして、アメリカはアフガニスタンに対して空爆を開始した。日本は、このことに対して2001年10月に「テロ対策特別措置法」を成立させ⁽³⁹⁾、アメリカの後方支援を開始した。主に、水・食糧・医療品などの物資輸送などを行った⁽⁴⁰⁾。このテロ特措法第12条で武器の使用基準が緩和された⁽⁴¹⁾。政府は2002年12月4日、「イージス艦」をインド洋に派遣することを決定し⁽⁴²⁾、同年12月16日にイージス艦はインド洋に向けて出向した。イージス艦の派遣は、従来は認められていない集団的自衛権の行使となり、違憲になるのではないかと議論されている⁽⁴³⁾。2003年10月10日には、同年11月1日で期限が切れるテロ特措法を2年間延長する改正テロ特措法が成立した。

（2）アフガニスタン復興支援会議（2002年1月21日～22日）

2002年1月21日から22日にかけて、東京で日本、アメリカ、EU、サウジアラビアを議長国とするアフガニスタン復興支援会議（議長：緒方貞子）が開かれた。約60カ国と21の国際機関が参加し、アフガニスタンの今後について話し合われた。復興のカギとなる優先分野①行政能力の向上、②学校教育（特に女子）、③保険・衛生面の整備、④道路・電力及び通信など社会資本の整備、⑤農業及び地方開発、⑥経済システムの復興（特に通貨制度）の6つがあげられ、4議長国で45億ドル以上の支援を約束した。日本は支援策として、①女性の地位の向上、②教育、③保健・医療、④帰国難民支援、⑤地雷・不発弾の除去（特に地雷除去に資金や技術整備、

技術開発などの面での支援)をあげ、今後1年で2億5千万ドル、2年半で5億ドルの支援を約束した。

この復興支援は、軍事的な支援ではなく、非軍事的支援である。医療や教育、公衆衛生など最も一般市民に関係のある分野である。軍事的な支援だけではなく、このような非軍事的な支援も重要な支援である。

4 有事法制

2003年6月6日、「武力攻撃事態法」、「改正自衛隊法」、「改正安全保障会議設置法」からなる有事関連3法が成立した。武力攻撃事態法は、政府による武力攻撃事態の認定、対処基本方針の決定、対策本部の設置などの手続きを定めている。改正自衛隊法は、有事における自衛隊部隊の移動・輸送の際の道路補修について、道路管理者の承認を義務づけた道路法の適用を除外するなど、約20の法律について特例措置を設け、自衛隊の行動の円滑化を図っている。改正安全保障会議設置法は、有事に備えた調査、研究を行う「事態対処専門委員会」を安保会議に設置することなどを定めている。長年タブー視されてきた有事法制が整備されたことは画期的な意義を持つもので、日本の安全保障は新たな段階に入ったといえる。また、2003年11月21日政府は、有事の際に国民の生命や財産を保護する「国民保護法制」の要旨を決定した。保護法制について武力攻撃事態だけではなく、大規模テロにも適用できる規定を盛り込み⁽⁴⁴⁾、都道府県知事の権限を強化した⁽⁴⁵⁾。政府は、2004年1月までに法制化し、他の有事関連法案とともに通常国会で成立を図る方針である⁽⁴⁶⁾。

5 イラク新法について

2003年3月20日、アメリカがイラクに対して空爆を開始し、イラク戦争が勃発した。2003年4月11日にアメリカ政府はフセイン政権の事実上の崩壊を発表し、5月1日には戦闘の終結を宣言した。日本は2003年7月26日、イラクの復興支援のため、イラクへの自衛隊派遣を可能にするイラク復興支援特別措置法（イラク特措法）を成立させた⁽⁴⁷⁾。過去の地域紛争でも、日本はカンボジアや東ティモールにPKO協力法に基づく自衛隊の施設部隊を派遣してきた。しかし、現行法ではイラク支援のために自衛隊派遣は難しい。これまでカンボジア暫定統治機構や東ティモール暫定行政機構の場合、これらは国連のPKO組織であった。しかし、イラク復興の場合アメリカ主導で進んでいるために、PKO協力という形では難しく、イラク特措法が成立したのである。自衛隊派遣には、安全な業務の選定、安全地域への展開、米英軍の展開中の場合、またはその近くでの活動が条件となっている。活動は、期間中に戦闘行為が行われないと認められる地域に限定されている。しかし、戦争の終結は宣言されているが、実際には戦闘行為は続いている。治安は不安定である。こうした中、2003年11月29日にイラク中部のティクリート付近で、日本人外交官2人が銃撃され、殺害されているのが発見された。イラク戦争開戦以降、イラク国内で日本人が犠牲になったのは初めてであった。イラクへの自衛隊派遣は、さらに不安定な状態になったが、政府は2003年12月10日、イラク特措法に基づく自衛隊と文民のイラク派遣に関する基本計画を決定した⁽⁴⁸⁾。

その後、2003年12月26日、復興支援物資などを空輸する航空自衛隊の先遣隊第1陣(約20人)が、民間航空機でクウェート、カタールに出発した。また、2004年1月9日には石破防衛庁長官が、陸上自衛隊の先遣隊約30人と、航空自衛隊の本隊約230人の派遣命令を出した。陸上自衛

隊の先遣隊は、同年1月19日にイラク南部ムサンナ県のサマワに到着した。また、航空自衛隊本隊は同年1月22日に第一陣(110人)がクウェートに向け出発、第二陣(約30人)も同26日にC130輸送機3機で出発した⁽⁴⁹⁾。2004年1月26日には石破防衛庁長官が、陸上自衛隊本隊約530人と、陸上自衛隊の装備を輸送する海上自衛隊約300人に派遣を命令した。陸上自衛隊本隊は、同年2月上旬から3月下旬にかけて4陣に分かれてサマワに派遣され、4月上旬にも浄水、給水、医療活動などを開始する⁽⁵⁰⁾。

第4章 検討

1 国際貢献と日本の平和主義の特殊性

日本は、日本国憲法で平和主義を宣言している。すでに述べたとおり、現行憲法は戦前の軍国主義に対する反省をもとにつくられた。ゆえに日本の平和主義は、非軍事的平和主義ともいわれ、基本理念の意義は守っていくべきものである。しかし、近年国際社会からPKO等による、人的国際貢献が求められるようになった。1990年湾岸戦争の際、経済制裁措置、財政支援、追加支援をおこなったが、財政支援だけで済まそうとする日本の姿勢は、「日本はカネを出すが、人は出さない、汗も流さない」と批判を浴びた。その後、1992年にPKO協力法を成立させ、カンボジアをはじめモザンビーク、ゴラン高原などに自衛隊を派遣し、国際貢献を行い、高い評価を得ることとなった。ただし、国際社会から求められている国際貢献と、日本が実際にできる国際貢献の間には格差がある。なかでも、日本の武器の使用基準は国際基準と異なっている。国際基準は、任務を妨害しようとする敵に対する威嚇射撃も可能である。しかし、日本の場合「海外における武力行為は、自衛目的に限られる」との憲法解釈から、任務を妨害しようとする敵があらわれた場合、自衛隊は警告するだけで銃をかまえることすら許されていない⁽⁵¹⁾。これは、他国の足手まといにすらなりかねず、逆に危険をもたらす可能性がある。ゆえに、「日本の国際社会での地位を向上、守るためにには人的な国際貢献は重要である」ということから、政府は実質的に憲法の解釈を変え、新法をつくるなどしながら対応し、国際貢献をしてきたのである。

2 自衛隊の位置づけ

日本国憲法制定当時は、政府もあらゆる戦争、あらゆる軍備は禁止されているという認識であった。憲法第9条2項では「交戦権の否認」を定義しており、厳格な意味で他国から攻められたとしても日本は交戦しないとしている。つまり、極論すれば他国から攻撃されたとしても、日本は自衛手段としての交戦もしないということになる。ゆえに、今日の政府は戦いを交える権利とは解釈せず、「交戦権とは、交戦国が国際法上で持っているさまざまな権利の総称」と解釈している。そのため、ここには自衛のために戦うことは含まない、という解釈がなされたのである。また、朝鮮戦争への対応のためにアメリカは日本政府に対し、軍備を持つように指令し、これに基づいて警察予備隊がつくられ自衛隊となった。これに応じて、政府は憲法第9条の解釈を変え、自衛権まで否定するものではないとした。「国際紛争を解決する手段」としての戦争をおこなえないだけで、自衛戦争は別という解釈がなされたのである。

しかし、侵略戦争も自衛のためという理由で戦われる。軍備についても、自衛戦争用と侵略戦争用を区別することはできない。そのため、あらゆる戦争が「国際紛争を解決する手段」で

あり、すべての戦力の保持が禁止されていると考えられる。ゆえに自衛隊は本来違憲ということになる。しかし、これが高度に政治的な内容であるとして、裁判所は統治行為論に根拠しつつ、裁判所で判断するには適さないとした⁽⁵²⁾。そのため、自衛隊はきわめて強い違憲性を備えたまま、事実として存在しつづけている。

3 有事法制

有事法制とは、非常事態に際して一般市民の権利（基本的人権）を特例的に制限し、さらには人や物資を強制力を持って協力させ動員することをいう。つまり、非常事態のときに個人の財産が制限されたり、市民の権利や生命が保護されない可能性があるということになる。また、かつての国家総動員法のように、医療、輸送、建設関係に従事する人々をはじめ地方自治体、企業までもが戦争体制に組み込まれていく危険性などが指摘されている。そのため、有事における住民の避難誘導や復興・復旧などに関する国、地方自治体、国民の役割分担などを定める「国民保護法制」が重要となった。その国民保護法は、有事関連3法成立後1年以内に整備することが決まっており、2003年11月21日には「国民保護法制」の要旨が決定した。しかし、国民生活に直接的に関係ある権利の制限や動員の対象などについて、後から決めるというのは問題があるように思われる。また、「捕虜の取り扱いに関する措置」、「電波の利用その他の通信の関する措置」、「船舶及び航空機の航行に関する措置」などについてもまだ決められていない。さらに、「アメリカ合衆国の軍隊が実施する日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置」も決められていない。国民の生命、財産の保護や権利、自衛隊・米軍の「円滑かつ効果的」な行動という最も重要な問題は伏せておかれている。本来ならば、このような重要な問題を解決したうえで有事法制をつくるべきではなかったか。この重要な問題を解決する法を速やかに整備する必要がある。

むすびにかえて

近年日本は、国際社会から人的な国際貢献を求められるようになり、PKO協力法などを成立させ、国際貢献を行ってきた。また、国内においても有事法制を成立させ、非常事態対策を行ってきた。しかし、憲法第9条があるために、現行法ではPKO以外で海外に自衛隊を派遣することは難しい。政府は、憲法第9条に関して「自衛隊の任務、権限として規定されていないものについては、その部隊を他国へ派遣することはできない(1980年の政府解書)」と解釈している⁽⁵³⁾。そのため、海外に自衛隊を派遣するには、根拠となる法律が必要となる。海外に自衛隊を派遣するためには、アフガニスタンやイラクのときのように、その都度関連法をつくる必要があり、派遣までに時間がかかることになり、他国に遅れる。こうした自衛隊派遣の出遅れを防ぐために、PKO協力法のような自衛隊を海外に派遣できる根拠となる恒久法が必要だという声も出てきている。また、国連の安全保障理事会の2005年及び2006年の非常任理事国に、日本がアジア枠として選出される見通しとなっている。政府は、安保理メンバーになることで、日本の安全保障に関わる問題を安保理で協議する際、日本が一定の発言力を確保できると期待している。

しかし、国際社会から求められている国際貢献に応える手段とは、自衛隊等の軍事的な分野だけではない。国連を通しての諸活動の参加にあたり、医療や教育などの非軍事的な分野についてももっと力を入れていくべきではないかと思う。

註

- (1) 戦争は、基本的人権を無視した行為である。戦争による最大の犠牲者は一般市民(非戦闘員)である。
- (2) 個別的安全保障としては、北大西洋条約機構(NATO)や日米安全保障条約などがある。NATOはワルシャワ条約機構(1991年解体)、日米安全保障条約はソ連を中心とした東側諸国を仮想敵国としたものだった。集団的安全保障として、国際連盟と国際連合がある。
- (3) 連盟規約は、加盟国が規定に定めた紛争解決手続きに反して戦争に訴えた場合、他の連盟国による制裁により平和を回復する集団安全保障の制度を設けた。
- 国際連盟(League of Nations) 1920年設立。連盟規約(設立文書)は、パリ平和条約の一部ペルサイユ条約の発効により発足。主目的は国際平和の維持である。連盟の主要機関は、総会、理事会、事務局の3つからなる。最初の10年は、数多くの戦争の処理に成功をおさめ、紛争の平和的解決手続きや、安全保障の面で連盟規約の制度不備を完備する努力を払っていた。
- (4) 軍事的措置は理事会が戦争発生後、陸海空軍の分担を提案するにとどまり、勧告にすぎなかった。
- (5) 1931年満州事変の処理に失敗、32年ジュネーブ軍縮会議の成果を見ずに終わる。35年アビシニア戦争では連盟史上初めて経済制裁を適用するが、イタリアのエチオピア併合は阻止できなかった。これによって、連盟の平和維持機能は弱体化の一途をたどる。
- (6) 連盟は、正式には1946年に解体した。
- (7) 国際連合(United Nations)は1945年に設立された。これは、国際平和と諸民族の福祉増進を目的とする。国連は連盟よりはるかに普遍性度を強めている。2022年現在、191カ国が加盟。国連の主要機関は、6つに増え、総会のほかに安全保障、経済社会、信託統治の3つの機能別理事会を設けた。また、連盟時代の常設国際司法裁判所を引き継いだ国際司法裁判所は、国連の主たる司法機関となった。そして最後に、事務局がある。このうち安保理は、5常任理事国と10の非常任理事国からなり、国連機構の中核的地位を占める。
- (8) すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。
- (9) 安保理が任務を果たさないとき、総会が代わって強制措置を発動できる。(2/3の可決で勧告できる、「平和のための結集決議」)しかし、安保理から総会に移された決議は、安保理決議ほどの拘束力はない。
- (10) 正式名称は、Peace Keeping Operationである。
- (11) 最初のPKOは、1948年の第一次中東戦争後にパレスチナに派遣された国連休戦監視機構(UNTSO)である。イスラエルと近隣のアラブ諸国との間で結ばれた休戦協定が遵守されているかどうか、非武装の軍事監視員が常駐する意味での停戦監視であった。
- (12) 正式名称は、Peace Keeping Forcesである。このPKFという言葉は、日本でしか通用しない造語である。いずれの当事国をも敵とみなすことなく展開される。戦闘行為を行うような強制力はない。非強制的なもので、自衛目的以外の武器の使用はしてはいけない。PKFは国連軍ではないが、国連が最終的に責任を負う。
- (13) いわゆる平和執行部隊の提案であった。第二次「国連ソマリア活動」や旧ユーゴスラビアの「国連保護軍」に強制力を与えたのは、この姿勢の反映である。
- 第二次「国連ソマリア活動」(1993年3月～1995年3月)について。正式名称は、United Nations Operation in Somalia II (UNOMSII)である。ソマリアは1991年1月にバレ政権が崩壊すると無政府状態に陥った。

そのことにより内戦と飢餓が発生した。この内戦と飢餓による圧倒的な人道上の危機は、国際社会に緊張かつ強力な対策を迫ったが、そこでUNOMOS IIが投入された。任務として、必要な限りにおいて強制行動の権限を与えるとしたが、強制行動や武力行使が許される条件や範囲は決められておらず、無原則状態のままに武力行使が日常化した。そのことに対し、UNOMOS IIがソマリアを攻撃することによって、本来中立者であるべき国連が紛争の当事者になっているとして批判された。結局、平和執行部隊は失敗に終わり、1995年3月までにソマリアから撤退した。

国連保護軍（1992年3月～1995年12月）は、旧ユーゴスラビアにおける活動である。正式名称は、United Nations Protection Force（UNPROFOR）である。旧ユーゴは、民族が混在していた。1991年にクロアチアとボスニア・ヘルツェゴビナが独立を宣言した。独立に反対するセルビア人とクロアチア人との間に戦闘が開始され、内戦状態になった。1992年ボスニア・ヘルツェゴビナが独立を宣言したが、ボスニア・セルビア人は反対した。ボスニアでの戦闘が続いたことを受け、1993年6月、安保理は国連保護軍に武力を行使する権限を与えた。しかし、ボスニアの首都サラエボへの攻撃が続くことから、1994年、NATOは事務総長の要請に従って空爆を承認する決定を行った。国連保護軍は、内戦に巻き込まれてしまったのである。

- (14) フィリピン以北並びに日本及びその周辺地域。韓国及び中華民国（台湾）の支配下にある地域もこれに含まれる（1960年2月26年の政府見解）。
- (15) 安全保障面だけではなく、経済面で日米両国ともに経済協力を推進して協調していくことも約束された。
- (16) アジア太平洋地域は依然として不安定であるとして、防衛範囲をアジア太平洋地域にまで拡大した。しかし、アジア太平洋地域の範囲は曖昧ではっきりしていない。
- (17) 日本の平和と安全に影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。
- (18) 補給、輸送、整備、衛生、警備、通信などとともに「民間空港、港湾の使用」、「機雷除去」、「船舶検査」など40項目が挙げられている。
- (19) 平時を想定して整備されていた協定。自衛隊と米軍のいずれか一方が物品（武器、弾薬を含まないのも、燃料、食糧など）または役務の提供を請求した場合、他方はそれを提供できることを基本原則とする協定。1996年10月に発行され、99年には周辺事態法に対応する活動に関する協力が追加された。
- (20) 在外邦人救出のために自衛隊の艦船派遣を可能にする点で改正された。
- (21) 正式名称は、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」。日本周辺で武力紛争が差し迫るなどの「周辺事態」が発生した場合に、自衛隊が後方地域で米軍に対する協力、支援を行うという法律。「後方地域」で自衛隊が米軍に対して行う支援活動は次の2つがある。ひとつは「後方地域支援」と名づけられたもので、補給、輸送、修理、整備、医療、通信、空港および港湾業務、基地業務があげられている。もうひとつは、戦闘で遭難して行方不明になった米兵の捜索救助活動である。
- (22) わが国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の機関を通じて戦闘行為が行われることがないと認められるわが国周辺の公海およびその上空の範囲、として定義されている。
- (23) 憲法第13条後段において、平和的生存権は「すべて国民は、個人として尊重され、生命、自由、幸福を追求する権利を有する。」と定義されている。
- (24) 海上警備隊が、警備隊と改称された。
- (25) MSA協定（相互防衛援助協定）は、日本だけではなく自由主義国すべてを巻き込むグローバルな戦略を意味した。MSAとは「相互安全保障法」を意味している。その趣旨は、自由主義国に経済支援をすることで軍事力を強化し、代わりに被支援国からは人材を促すというものだった。
- (26) 軍隊を持っている国では、その国の内部紛争に軍隊が介入することによって、いかに悲惨な様相をおびてい

るか、世界至るところの内戦や地域紛争が、これを示している。

- (27) ①紛争当事国間での停戦合意の成立 ②自衛隊の参加に対する受入国の同意 ③活動の中立性 ④以上の3つ条件の欠如の際の自衛隊の撤収 ⑤必要最小限の武器の使用

- (28) 1993年5月～95年1月 国連モザンビーク活動（ONUMOZ）

司令部要員 5人 輸送調整部隊 48人 選挙監視要員 15人

1994年3月～4月 国連エルサルバドル監視団（ONUSAC）

選挙監視団 15人

1994年9月～12月 ルワンダ難民救済活動

難民救援部隊 283人 空路派遣隊 118人

1996年2月～ 国連兵力引き離し監視団（UNDOF）

司令部要員 2人 輸送部隊 43人

- (29) 防衛関係費とは、自衛隊を維持運営するための経費のほか、防衛施設周辺の生活環境の整備、在日米軍駐留支援、安全保障会議の運営などに必要な経費を含んでいる。

平成14年度の防衛費の総額は4兆9395億円。対前年度6億円増。対前年比はほぼ横ばい。『防衛白書(平成14年版)』より

- (30) 国防費(2000年度) 単位：百万ドル 『防衛白書(平成14年版)』より

アメリカ 281223

イギリス 36380

日本 31550

フランス 29833

ドイツ 24373

- (31) 正式には、「昭和38年度 統合防衛図上研究」である。1963年、北朝鮮軍の再度の38度線突破による第二次朝鮮戦争を想定したもので、旧軍の参謀本部・軍司令部にあたる幕僚監部の約50人を中心に、5ヵ月にわたって行われた大規模な図上演習であった。戦術核兵器の使用可能性を明記するとともに、戦前の軍事法制を参考にしながら「非常事態措置法令」の整備を目指していた。国家総動員対策の確立、政府機関の臨戦化、人的・物的動員(徵用と徵発)、さらには軍機保護法の制定、軍法会議の設置や軍刑法の制定までが検討されていた。1965年、国会で社会党の岡田春夫議員によって暴露され、問題となった。

- (32) 改正自衛隊法には個人財産の制限に関する内容が含まれている。改正自衛隊法第103条2項で、「自衛隊の部隊等の任務遂行上必要があると認められるときは、都道府県知事は、展開予定地において、長官又は政令で定める者の要請に基づき、土地を使用することができる」としている。また、その土地を使用する場合、任務遂行上立木などが妨げとなるとき、その立木等を移転することができ、移転が困難なときには処分できるとしている。

- (33) 正式名称は、United Nations Transitional Authority in Cambodia (1992年3月～1993年9月) である。カンボジアは、1975年ごろポル・ポトを首班とする共産党政権が恐怖政治をひいていた。1979年、ベトナム軍の介入により恐怖政治は終わりを告げ、新政府を樹立した。しかし、ポル・ポト派を排除できずにいた。1989年、ベトナム軍がカンボジアから撤退する。1990年、国連安保理の常任理事国がカンボジア問題の解決のための包括的和平構案に合意した。その合意に基づき、UNTACの監視の下武装解除がはじまった。しかし、ポル・ポト派は武装解除に応じず、選挙妨害などを行った。1993年5月23日に選挙が行われ、これは89%という驚異的な投票率だった。同年9月には、憲法が採択され、新生カンボジアが誕生した。

- (34) 道路、橋等の修理、水、食糧、医療品などの物資輸送など。また他に、地雷除去や村のパトロールなども

行った。一方、軍事面では非武装の軍事監視団ないし後方支援、ならびに警察、選挙関係など文民活動に限定される。自衛隊が担当する業務として、首都ブノンベンから南へ走る国道2号線および同3号線の道路補修が割り当てられた(兵站業務とは土木作業をいう)。

- (35) これは、ボランティアや警察官などから構成された。
- (36) アジアで最初のPKOであるUNTACで自衛隊以外の日本人が活躍した。UNTAC最高責任者である特別代表として明石康氏、国連の難民高等弁務官事務所の最高責任者は緒方貞子氏であった。
- (37) 正式名称は、United Nations Transitional Administration in East Timor (1999年10月～)である。2002年5月20日、同組織は東ティモール独立と同時に解散する。その後後継ミッションとして国連東ティモール支援團(UNMSET)が活動中である。
- (38) 東ティモールの独立をめぐって、個別の国家として独立するか、独立しインドネシアと統合するかで対立し、内戦が起きた。1983年、公正かつ包括的な解決を促進する目的でインドネシアとポルトガルの会談を開始した。1997年、インドネシアとの自治権のある地位を得るか、国連主催のもと独立の移行への道を選ぶかを決める住民投票を行うことを定めた「1999年5月協定」が生まれた。住民投票は、78.5%が提案されたインドネシア残留による自治達成に反対した。その後、併合派による虐殺事件などが起き、一気に独立派と併合派との対立が噴出した。
- (39) 正式名称は、「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」である。また、2年間の時限立法である。
- (40) 物資輸送は、武器や弾薬の補給はせず、また、外国の領土内の陸上輸送もしない。
- (41) 「生命または身体の防護のためやむを得ない必要があると認め相当の理由がある場合には、その事態に応じて（自分以外の「支援活動団体」を守るためにも）合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができます。」
- (42) 本件におけるイージス艦とは、基準排水量7200トン、高度なレーダーと射程120キロメートルの対空ミサイル74発を装備、同時に12発以上のミサイルを別々の目標に向けて誘導できる。
イージス艦は、一度に10方向以上から飛来するミサイルに同時に対処することが可能な「イージス・システム」を装備する。高度なレーダーとコンピューター処理能力により、500キロ程度の距離をカバーして対艦ミサイルや未知の航空機などを探知・識別する。世界でもアメリカ以外に保有するのは、日本とスペインだけである。
- (43) 自国と密接な関係にある相手国が外部からの攻撃を受けた場合、自国は攻撃されていなくても自国に対する攻撃と捉え、外部への反撃を行うこと。日本も権利を有するが、政府の憲法解釈は禁止するとしている。「集団的自衛権に抵触したり、武力行使と一体化することは解釈していない。」と石破防衛庁長官は、2002年12月4日の記者会見で強調した。2001年の同時テロ以降、3度にわたってイージス艦派遣が検討されながら、そのたびに見送られてきた。その最大の理由は、同艦が優れた防空能力をもち、そのためには「集団的自衛権の行使に抵触するのではないか」との懸念を持たれたからである。「イージス艦が収集した情報に基づいて米軍が攻撃すれば、憲法上行使できないとされる集団的自衛権の行使になるではないか」と指摘し、政府は派遣を見送ってきていた。
- (44) 2001年9月11日のアメリカ同時テロ以降、世界各国で大規模なテロが頻発していることを踏まえ、「大規模テロ等が発生した事態においても、国民保護の措置に準じて必要な措置を講じることを検討する」との規定も盛り込んである。テロも保護法制の対象となることを明確化したものである。
- (45) 2003年4月に発表した保護法制の骨子の段階ではあいまいさが指摘されていた都道府県知事の権限について

- ては、①国が武力攻撃事態対策本部を設置する前であっても避難や誘導の措置を講じることができる。②国が出る「警報」とは別に「緊急通報」を出すことができる。③緊急の場合、一時的に避難する「退避」を住民に指示することができる、などの項目を新たに盛り込んだ。
- (46) これと同時に、米軍の行動を円滑化するための法案、捕虜の人道的な扱いなどを定めたジュネーブ条約に基づく国内立法などが予定されている。
- (47) 正式には、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」である。2003年8月1日に、公布、施行された。これは、4年間の時限立法である。
- (48) 基本計画の骨子は、人道復興支援活動として①陸上自衛隊は600人以内。車両200両以内。イラク南東部で医療、給水、学校等の公共施設の復旧・整備を実施。②航空自衛隊は、輸送機8機以内。クウェート、イラク国内で陸上自衛隊の輸送、補給、人道復興関連物資輸送を実施。③海上自衛隊は輸送艦2隻以内、護衛艦2隻以内。ペルシャ湾を含むインド洋で陸上自衛隊の輸送、補給を実施。④文民はイラク国内で医療、施設の復旧、整備。南東部で利水条件の改善を実施。⑤派遣期間は2003年12月15日から2004年12月14日まで。安全確保支援活動として、国連加盟国の活動支援のため、医療、輸送、保管、通信、建設、修理、整備、補給、消毒を実施する予定である。
- (49) 航空自衛隊の主力輸送機である。最大積載量は約20トン。航続距離は約4000キロで、航空自衛隊の政府専用機(約13000キロ)と比べると、はるかに短い。滑走路が短い飛行場でも離着陸できるうえ、世界各国で使用され、アメリカなど他国との共同運用が容易な長所がある反面、海外への長距離輸送では途中で何度も給油が必要になる等、欠点が再三指摘されている。PKO協力法に基づき、物資や人員をたびたび海外に輸送している。
- (50) 陸上自衛隊本隊第一陣は、2004年2月3日に派遣された。
- (51)『読売新聞』2003年4月19日。
- (52)「砂川事件」以降、「恵庭事件」、「猿払事件」などで、米軍や自衛隊は裁判所で判断するのは適さないとされてきた。「砂川事件」は、米軍立川基地拡張に反対したデモ隊数人が基地内に入ったという刑事事件で、一審は米軍基地は違憲であると判決したが、最高裁は1959年、「統治行為」であるとして米軍基地について法的判断を回避した。「恵庭事件」は、自衛隊の演習に使われる電話線を切断したことを契機として自衛隊の違憲性が争われた刑事事件である。札幌地方裁判所は、被告人を無罪としつつ、一方では自衛隊の憲法判断を回避した。
- (53)『読売新聞』2003年4月19日。

参考文献

- 国際法学会編『国際関係法辞典』三省堂、1995年。
- 藤田久一『国際法』東京大学出版会、1998年。
- 藤田久一『国際法講義Ⅱ人権・平和』東京大学出版会、1994年。
- 小田滋・石本泰雄『解説 条約集〈第9版〉』三省堂、2001年。
- 芦部信喜『憲法(新版 補訂版)』岩波書店、1999年。
- 渡辺洋三『憲法と国連憲章』岩波書店、1993年。
- 江畑謙介『日本の安全保障』講談社、1997年。
- 福田菊『国連とPKO』東信堂、1994年。
- 『読売新聞』2001年10月30日、2002年1月21、22、23日、5月20日、12月5日、12月17日、2003年4月19日、5月22日、6月7日、6月14日、6月21日、7月27日、10月11日、10月26日、11月6日、12月1日、

12月10日、12月27日、2004年1月10日、1月21日、1月23日、1月27日。
川端清隆・持田繁『PKO新時代』岩波書店、1997年。
森秀樹『憲法の平和主義と「国際貢献」』新日本出版社、1992年。
梅田正己『有事法制か、平和憲法か』公文研、2002年。
加藤秀治郎『日本の安全保障と憲法』南窓社、1998年。
初宿正典・高橋正俊・米沢広一・棟居快行『いちばんやさしい 憲法入門』有斐閣、2000年。
武田康裕・神谷万丈『新版 安全保障学入門』亜紀書房、2001年。
草野厚『日米安保とは何か その成立から新ガイドラインまで』PHP研究所、1999年。
伊藤正己・加藤一郎『現代法学入門[第3版補訂版]』有斐閣、1999年。
国際連合広報局『国際連合の基礎知識(改訂第6版)』世界の動き社、2002年。
C・ダクラス・ラシス『憲法と戦争』晶文社、2000年。

(卒業論文指導教員 福王 守)